

感染症予防計画

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）に即して、**都道府県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画**（令和4年の感染症法改正により**新たに保健所設置区市も一部事項に関する計画の策定が必要**）
- 都においては、「**東京都感染症予防計画**」（以下「都予防計画」という。）として、**都における感染症対策の基本計画**に位置付けて策定しており、直近では平成30年3月に改定

検討の方向性

- 感染症法や国基本指針の改正を踏まえ**記載事項を追加**するほか、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、**保健・医療提供体制の確保等にかかる数値目標**（病床数、発熱外来医療機関数等）を設定
⇒ 追加する記載事項や数値目標の項目については、別紙参照
- 計画改定に当たっては、都と保健所設置区市、関係団体等で構成される**連携協議会等で協議**
- 保健医療計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、健康危機対処計画等の**関係計画との整合性**を図る
- 都がこれまで行ってきた新型コロナウイルス感染症への対応における、**専門家の知見の活用**や区市町村、保健所、医療機関等の**関係機関と連携して取り組んだ対策の成果等**を踏まえ、具体的な**記載内容を検討**
- 前回改定（平成30年）以降の**都内における感染症発生状況等の変化**を踏まえ、**総合的に内容を検討**

(別紙) 国の基本指針及び予防計画の記載事項等【概要】

国の基本指針の記載事項 <small>※下線：追加事項</small>	感染症法で定める予防計画の記載事項 <small>※下線：追加事項、太字：保健所設置区市計画の記載事項</small>	数値目標 <small>※太字：保健所設置区市計画の設定項目</small>
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	(任意) ※1	
二 感染症の発生の予防のための施策	一 感染症発生の予防、まん延防止のための施策	
三 感染症のまん延の防止のための施策		
四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	二 感染症及び病原体等に関する情報収集、調査及び研究 ※2	
五 検査の実施体制及び検査能力の向上	三 検査の実施体制及び検査能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施能力 ・地方衛生研究所等の検査機器確保数
六 医療提供体制の確保	四 医療提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・病床数、発熱外来機関数 ・自宅療養者等への医療提供機関数 ・後方支援医療機関数 ・医療機関に派遣可能な医療人材数 ・PPE（防護具）を備蓄している医療機関数
七 患者の移送のための体制確保	五 患者の移送のための体制確保	
八 感染症医療のための医薬品の研究開発の推進	—	
九 医療提供体制の確保に係る目標	六 医療提供体制等の確保に係る目標 ※3	
十 宿泊施設の確保	七 宿泊施設の確保 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設の確保居室数
十一 外出自粛対象者の療養生活環境整備	八 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者等への医療提供機関数（再掲）
十二 感染症の予防等の総合調整・指示の方針	九 感染症の予防等の総合調整・指示の方針	
十三 感染症対策物資等の確保	(任意)	
十四 普及啓発並びに人権の尊重	(任意) ※1、※2	
十五 人材の養成及び資質の向上	十 人材の養成及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者等の研修・訓練回数
十六 保健所の体制確保	十一 保健所の体制確保	<ul style="list-style-type: none"> ・最大業務量を見込んだ人員確保数
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 検査の実施・医療提供	十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 検査の実施・医療提供	

※1 都の現行計画（H30.3月改定）では、任意事項についても国の基本指針記載事項を踏まえて記載

※2 保健所設置区市が作成する計画では、任意記載とされている事項

※3 医療提供体制等の確保に係る目標については、最右欄の「数値目標」において関連する事項の欄に分けて記載

東京都感染症予防計画の改定について②

現行の都予防計画の構成

前回改定の趣旨

国際都市であり国内外からの観光客の増加も見込まれる東京の特性を踏まえ、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、デング熱など近年の感染症の発生動向や感染症法の改正等の動きに的確に対応し、危機管理体制の強化等を図る。

第一章 基本的な考え方

第1 対策に当たっての基本方針

第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務

- 総合的な予防対策・健康危機管理体制の確立
(・感染症の予防など事前対応型の取組を重視しつつ、発生時には迅速・的確に対応する体制)
- 人権の尊重
(・感染症患者(感染症に罹患したことが疑われる患者を含む)の人権の尊重)
- 関係機関・都民等それぞれの役割・責務
(・保健所、医師等の医療従事者、獣医師等の獣医療関係者、都民等の担うべき責務)

第二章 各論

(止まん予延防)

第1 発生前及び発生時の対策

- 早期発見のための取組・予防のための啓発等
(・感染症発生届の確実な実施等による発生の探知、予防接種などの対策の重要性の啓発)
- 発生時における迅速な対応・まん延防止
(・動物・食品・環境部門との連携、国、区市等との連携を密にした迅速な対処)

(医療提供)

第2 医療提供体制の整備

- 感染症患者への医療の提供
(・患者の人権にも配慮した、良質かつ適切な感染症医療を提供する体制の確保)
- 感染症指定医療機関を核とした医療提供体制の整備
(・エボラ出血熱、MERS等に対応可能な指定医療機関の確保、一般医療機関の対応支援)

(取組の基盤)

第3 国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進

第4 調査研究の推進及び人材の育成

第5 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

- 検疫所等との連携、近隣自治体との連絡体制確保
(・海外からの感染症侵入を見据え、検疫所や近隣自治体等との連携を強化)
- 感染症危機管理に資する調査研究・人材育成の推進
(・感染症対策を支える調査研究、危機管理を担う人材の育成)
- 学校、職域などを通じた普及啓発、積極的な情報提供
(・各種関係団体等と連携した普及啓発の推進、個人情報に配慮しつつ必要な情報提供を実施)

(その他)

第6 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策

第7 その他の施策

- 近年の感染症の発生動向等を踏まえ、疾患の特性に応じた対策を推進
(・新型インフルエンザ、結核、HIV/エイズ、性感染症、一類感染症、蚊媒介感染症、麻しん・風しん)
- 「災害時の対応」「外国人への対応」の充実強化
(・災害時の経験を踏まえた啓発、訪日外国人への多言語での情報提供等)

東京都感染症予防計画の改定について③

改定のポイント

- 現行の構成を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて追加する記載事項については、「**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症発生時の対応**」として、**新たに章立てする**。
- 既存の予防計画の記載事項については、前回の計画改定（平成30年）からの都内感染症の状況変化や最新の知見を踏まえ、記載内容の更新を行う。

感染症法改正により定められた新たな仕組み（主なもの）

1 医療提供体制の整備

- (1) **第一種協定指定医療機関**（入院）及び**第二種協定指定医療機関**（発熱外来、外出自粛対象者への医療の提供等）の**新設**
 - ⇒ **都知事と医療機関の管理者との間で協定を締結**の上、新たに指定（協定による提供医療は公費負担対象）
- (2) **公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の医療の提供の義務**
- (3) **流行初期医療確保措置**の導入
 - ⇒ **参酌して都知事が定める基準を満たす場合に**、流行初期医療の確保に要する費用を支給
- (4) 医療人材について、国による広域派遣の仕組みや**DMAT・DPATの養成・登録の仕組み等を整備**

2 保健所体制の整備

- (1) 保健所における危機管理体制の強化、保健所業務を行う人員の確保
- (2) 保健所等の業務支援を行う**保健師等の外部の専門職の活用の仕組み（IHEAT）を法定化**

3 地域関係者間の連携強化

- (1) **東京都感染症対策連携協議会の創設及び都知事による総合調整**